

A Research on Historical Changes of Situational Approach in the U.K.

Kazumoto IDO

Keywords

Translation, Foreign Currency Financial Statements, Situational Approach

Abstract

The subject of accounting for the translation of foreign currency financial statements has been widely researched since 1965. Much of this research to date, both empirical and theoretical, has been motivated by a recognition of the effect of foreign exchange fluctuation and translation adjustment. Currently, the Situational Approach is accepted in the field of international accounting worldwide, though this approach may not always be suitable.

The purpose of this paper is to consider two problems with the Situational Approach. First, the relevant comparative accounting literature with historical perspectives on the subject is very limited. Second, there are differences between the Situational Approach in the U.K. (Type A) and that in the U.S. (Type B). The reason for these differences may exist due to a change of logics between them. This paper discusses these differences from a historical perspective (especially from 1968 to 1975).

At present, the Current-Rate Method (Type B) is the best method of translating foreign currency financial statements. It is useful to recognize the effect of foreign exchange fluctuation from the standpoint of the parent company concept, as the independent foreign subsidiary is only part of the parent company's investment. Therefore, the translation adjustment incurred from translation by the Current-Rate Method should be included in net income.

In conclusion, there is a need for research with historical perspectives to be considered when setting international accounting standards. Further, even if accounting standards are different, the disclosed translation adjustments should be mutually recognized.

英国外貨表示財務諸表換算会計の 国際会計基準国内化への対応

井戸 一元

要 旨

キー・ワード：外貨表示財務諸表，換算，状況法

外貨表示財務諸表の換算会計は、一般的に1981年の米国の「機能通貨法 (Functional Currency Approach)」採択 (SFAS52) をもって状況法の起源と考えられている。本国親会社から独立した在外子会社の財務諸表を連結する際、現在ではほぼ一致して決算日レート法が適用される。また、従属した在外子会社の場合には、テンポラル法が適用される。だが、文献研究によれば、在外活動の現地化などの状況に応じて、決算日レート法を含む複数の換算法の中から換算法を選択した1960年代末をもって状況法の起源としてはどうか、と考える。状況法の定義を広義に解する方向で再検討することにより、新たな視点を確保できるのではないかと考える。

本稿では、この状況法をめぐる英米両国の換算会計史を検討することにより、状況区分の誕生した頃には、選択適用された換算法が英米において互いに異なった時期があったことを確認した。これを受け、状況法の類型化を試みた。流動・非流動法と期末日レート法との間で展開された「英国型状況法 (1968年)」と、テンポラル法と決算日レート法との間で展開された「米国型状況法 (1975年)」である。いずれもアングロ・サクソン型の会計システムをもつ両国ではあるが、状況法の生成期では、換算差額において相違点が認められる。

この点に注目すると、文献研究による歴史研究であっても国際会計基準への統一化、各国基準による開示情報の相互承認、あるいは調和化への可能性と限界、また、国際会計基準の国内化実現に向けてのアクション・プログラム策定を補助するための検討ができるのではないかと考える。

英国外貨表示財務諸表換算会計の 国際会計基準国内化への対応

井 戸 一 元

1. はじめに

多国籍企業 (Multinational Enterprise : MNE) は 1965 年以降, 貿易の拡大, 製造および資金調達の現地化, 本国親会社を中心としたリスク管理, 連結の必要性の増大などを背景に急速に成長した。殊に, 80 年代から 90 年代にかけ, MNE はグローバルな資金調達活動や投資活動においてその特徴を顕著なものとした。1980 年代に現われた金融市場のグローバル化と同調している。これらの点は, エコノミスト誌 (1992.11.19) による次のような経済数値から読み取ることができる。持分証券の国境を越えた取引は, 1,200 億ドル (1980 年) から 14,000 億ドル (1990 年) へ, 国際的な社債発行残高は, 259 億ドル (1982 年) から 16,500 億ドル (1991 年) へ, そして国際間の銀行貸付残高は, 324 億ドル (1980 年) から 75,000 億ドル (1991 年) へと急増した。

今日, 国際会計基準 (International Accounting Standards : IAS) の国内化を諸国が個別に検討する段階となっているが, その対応はさまざまな側面で認められる。一例を掲げれば, 経済協力開発機構 (Organization for Economic Cooperation and Development : OECD) は, 1987 年の「税および財務報告の関係」と題する会計基準の調和化第 3 号においてマルチプル・コードによるファイル管理を提唱しており, IAS の国内化実現に向けてのコンピュータ・システム上での対応, つまり国内基準と

IAS でのコードの共通化, 部分共有によりその実現可能性について検討し, その有効性を検証している¹⁾。従来であればデータのファイル管理がシステムごとで異なることからブラック・ボックスとして取り扱われてきたが, データ・ファイル管理の汎用化により一定の成果が得られるシステムであればデータ・ファイルおよびシステム・ファイル自体, 問われないことになる。また, 同様にシステム監査を含め, 今後, 大きな変革期を迎えることになる。マルチプル・コードによるファイル管理は, インプット・データとアウトプット・データを一元管理することを可能とするものであり, 資源としてのコンピュータ・システムの節約効果を創出する。また, 従来から開示コスト, 適時性などについての障害要因とされた点がかかり軽減されることになる。これもインターネットとの相乗効果によるメリットが期待される。

本稿は, さまざまな視点から検討されている IAS 国内化の論理を, 歴史的視点から再検討しようとするものである。

国際会計に対してさまざまな要請が強く求められつつある 1960 年代末から 70 年代初頭にかけ, その一領域である外貨換算会計は英米両国において今日で言うところの状況法 (Situational Approach)²⁾ の論理を導入した。これは当時の両国が, 国益重視の観点から形式的には非常に類似した環境下にあったからこそ実施されたものと推察する。

1) OECD, Accounting Standards Harmonization No.3, *The Relationship Between Taxation and Financial Reporting-Income Tax Accounting*, 1987.

2) 状況法については, 白木俊彦著『外貨換算会計基準の国際的調和』中央経済社 (1995.3) 185 頁 ~ 216 頁に詳述。

60年代半ばからの米国企業の多国籍化を資本主義経済の発展段階における一般的展開と解するならば、米国外貨換算会計基準を外貨換算会計生成過程³⁾の一般的史的展開と解することができるのではないかと考える。平価変更に伴う在外資産・負債の換算による換算差額の認識から為替レート変動に伴う換算による影響へと、国際会計領域においてIASを中心とした統一化、その国内化が議論されてきている。今日、外貨換算会計領域における1968年以降の英国基準は、状況法を容認する国際的潮流に歩み寄りを示す形で展開をとげたものと考えられる。英国基準は、米国基準とは異なる展開をとげている。本国親会社に従属した、報告企業の営業と不可分の在外活動単位(以下、在外営業活動体: Foreign Operations that are Integral to the Operations of the Reporting Enterprise)の外貨換算会計上の取扱においてこの点を確認できる。

確かに、会計基準・制度における類型化において同じアングロ・サクソン型会計システムを両国は導入しているとはいえ、経済の基礎的条件(ポンド切下げ、英国の邦銀の短期貸付指向、国際収支、財務ポジション等)において英国は、米国のそれとは顕著に異なることから、状況概念はほぼ同様であっても、状況把握の認識を通じて換算差額に相違点が現われ、史的再検討が要請される。

本稿は、外貨表示財務諸表の換算会計において今日主流となっている決算日レート法(Current Rate Method)を併用する状況法の生成過程に注目する。これまで誕生した代表的な4つの換算法、すなわち変動・非変動法(Floating Nonfloating Method⁴⁾、流動・非流動法(Current Noncurrent Method)、貨幣・非貨幣法(Monetary Nonmonetary Method)、そしてテンポラル法(Temporal Method)を、状況法が成立するためにこの途中で誕生した副産物として捉えることとする。このように考えるのは、英米両国で

は、ほぼ同一状況区分でありながら、状況区分がなされるようになった初期の頃には、在外営業活動体の外貨表示財務諸表に適用される換算法が異なった経緯があるからである。当時において両者の間には異質の換算論理が存在したのではないかと、との指摘を試みたい。

米国の論理は1980年頃にはIASに継受されたのに対し、英国の論理はしだいにIAS寄りに調整された点に注目する。これを英国の状況法の本質と認めたい。英国は、米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB)や国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee: IASC)の動向をにらみつつ、外貨換算会計では40年余の実績をもつ流動性に注目した信用分析手法を採用し続け、その後主流となる属性を重視するテンポラル法の制度化には慎重であったのではないかと考える。また、20世紀における英国企業の多国籍化の程度が、米国のそれとは比較できないほどの状況であった点に、大切な理由の1つがあげられる。

IAS国内化に向け、厳しい基準を求めてきた米国証券取引委員会(Securities and Exchange Commission: SEC)は、1994年に外国企業が米国証券市場に上場をする場合には、国際会計基準第21号(改訂版)「外国為替レート変動の影響の会計処理」⁵⁾(IAS21)による会計処理を承認するなど、IASに対する理解を進めている。だが、国内企業である米国企業に対しては依然として、SEC基準への準拠をSECは求めることから、不完全なIAS国内化と言わざるを得ない⁶⁾。本来は真のIAS国内化は、国の内外において用いられる会計基準が異なることがあってはならない。今後、IASを国内化する際、各国においてその是非を問うために、状況法の生成史を検討する意義がここに認められる。したがってこのような議論を展開するために状況法を次のように定義

3) 柴 健次稿「外貨換算会計の論理」『大阪府立大学経済研究』第28巻第1・2合併号(1983.3)201頁。

4) 変動・非変動法は、流動・非流動法の原型であると考えられる。変動・非変動法は命名された形跡はないが、ここで流動・非流動法と区別するために敢えて命名したい。

5) International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standards 21 (revised 1993)*, "The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates," IASC, 1993.

6) IASC, "IASC Insight," June 1994.

その他、第7号「キャッシュ・フロー計算書」、第22号「企業結合の会計処理」についても承認した。

する。

状況法とは、決算日レート法を含む複数の換算法をもって換算する方法であり、かつ、在外活動単位を区分認識して区分ごとに先に掲げた複数の換算法の中から実態把握に適すると認められる換算法を選択適用する換算法である。

この定義には、2つの点が留意してある。1点めは、状況別に適用された換算法は、必ず一方は決算日レート法である点であり、2点めは、その他の状況と判断された場合に適用される換算法との間で異なった性格の差額認識をする点である。このように定義することにより、状況法として認知されてはいないが少なくとも状況法の起源は、1981年の米国財務会計基準書第52号「外貨換算」⁷⁾(SFAS52)の機能通貨法(Functional Currency Approach)採択以前の1968年の英国のイングランド・ウェールズ勅許会計士協会(Institute of Chartered Accountants in England and Wales: ICAEW)勧告書第25号「外国通貨の対ポンド平価の変更に伴う会計処理」⁸⁾(N25)の期末日レート法(Closing Rate Method)⁹⁾一部採択にまで遡ることができるのではないかと考える。米国の場合は、1972年にまで遡る。複数レート法から複数換算法選択適用への移行をもって在外活動を個別に把握する状況法の成立とすれば、状況法生成の端緒を60年代末から70年代初頭にかけての両国に認めることができる。

本稿では、真のIASとは、IASの調和化でもなけれ

ば、開示情報の相互承認でもないと考える。国内化に苦慮してダブル・スタンダードとするのではなく、雁行形態にも似た各国の経済発展段階に応じて、IASの国内化にも各国の事情が反映されるべきであり、実施に移すためのプログラムの作成が必要である。また、そうした調整が可能ではないかと考える。英国外貨換算会計における状況法の特質に注目し、真のIASの設定に際して当該領域における歴史研究の必要性を提唱したい。英国基準の場合、後述するが会社法において真実かつ公正な概観(true and fair view)規定に依拠しつつ、離脱規定を設け、会計実務家の判断の介入を認める方策により、国内化をより現実的なものとしている。

そこで外貨換算会計生成史を試論ではあるが年表に基づき概観し、英国を1つのモデルとして状況法の生成過程に考察を加え、IASはいかなる国内化の論理・手続をもって制度化に向け推進したらよいか、検討したい。米国のように政策的なダブル・スタンダードの道を選ぶ点にも考察したい。それを補助すべく状況法の類似化を試みる。ここで用いる類型化は、各国の制度比較に從來から用いられる類型化研究とは異なる。状況法をめぐる換算論理の類型化を図る。その結果、1983年の英国会計基準委員会(Accounting Standards Committee: ASC)の会計実務基準書第20号「外貨換算」¹⁰⁾(Statements of Standard Accounting Practice No.20: SSAP20)によるIASの国内化に向けて実証研究したトンキン＝スケラット(D.J. Tonkin and L.C.L. Skerratt)の研究¹¹⁾により、現状とその問題点を指摘し、若干のコメントを述べたい。

7) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No.52: Foreign Currency Translation*, FASB, Feb. 1983.

8) Institute of Chartered Accountants in England and Wales, *Recommendation on Accounting Principles N.25*, "The Accounting Treatment of Major Changes in the Sterling Parity of Overseas Currencies," ICAEW, 17th Feb. 1968.

9) "Closing Rate Method"と"Current Rate Method"を本稿では、異なる訳語を付した。英国の場合、「期末日レート法(Closing Rate Method)」を、米国の場合、「決算日レート法」(Current Rate Method)を、外貨表示財務諸表の換算に際して適用した。用語は異なるが、両換算法は、今日の「決算日レート法」と同一の換算法である。

10) Accounting Standards Committee, *Statements of Standard Accounting Practice No.20*, "Foreign Currency Translation," ICAEW, April 1983.

11) D.J.Tonkin and L.C.L.Skerratt (eds.), *Financial Reporting 1988-89: A Survey of UK Published Accounts*, 1989, p.17.

2. 外貨換算会計史概観

文献研究¹²⁾によれば、英米の外貨表示財務諸表の換算会計研究は、1891年の英国のプラム(H.A.Plumb)によって著わされた「英国企業の通貨価値変動に伴う会計上の取扱」¹³⁾と題する論文にまで遡る。彼は、当時の外貨換算会計実務を変動・非変動法として紹介した。金平価換算が一般的であった当時、各国のさまざまな通貨制度と外貨換算会計を関連づけ、換算差額を認識し経営管理情報としての周知徹底を図った。制度化には及ばなかった。

20世紀に入り米国外貨換算会計は、19世紀末の英国外貨換算会計思想、すなわち変動・非変動法の本質を維持しつつ名称変更を伴いはするものの、流動・非流動法を導入した。その後、流動・非流動法から貨幣・非貨幣法、低価法適用項目について決算日レートを適用するテンポラル法、そして現地化などの程度に応じて決算日レート法を一部において適用を認める状況法の採択へと制度化を果たしつつ米国外貨換算会計は一大変革をとげた。

今日では、1981年のSFAS52の機能通貨法採択をもって、一般的に状況法の起源とされている。だが、FASBにおける状況法的発想の議論は、先述のICAEWのN.25に続いて米国では1972年の米国公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants: AICPA)の会計調査研究第12号「米ドルによる米国企業の在外活動報告」¹⁴⁾と1975年の

米国財務会計基準書第8号「外貨建取引ならびに外貨表示財務諸表の換算会計」¹⁵⁾(SFAS8)に既に認められる。

1980年代から90年代にかけて盛んに実施された実証研究に対し、文献研究という立場でどの程度、外貨換算会計が従来より取り上げられてきたかを検討するために文献検索を行った。その結果、データ・ベースを構築した¹⁶⁾。代表的な3誌“Accountant”, “Journal of Accountancy”, “Accounting Review”について創刊号から1950年まで検索した結果、48編抽出した。また、これを除いて、1950年以降分のこの3誌を含む66英文専門誌などについて文献検索をした結果、1992年上半年期までで457編、米国会計士協会(American Institute of Accountants: AIA)などの機関による調査公報、調査報告を含む基準書などで42編を抽出した。同様に、日本国内で80和文専門誌などについて実施したところ、他の国際会計研究領域の一部と接点をもつものも含めて外貨換算会計をテーマとして掲載した1933年から1992年上半年期までで966編を抽出した。これに基づき、「外貨換算会計雑誌記事索引」を作成した。同索引により外貨換算会計生成発展史的観点からの研究がこれまでにほとんどなされたことがない点を確認した。さらに、研究成果の時系列分布において、1965年以降に英語で書かれた研究成果が全体の70%強を、日本語で書かれた研究成果が全体の99%強を占めている点を確認した。いかに多くの成果が

12) 新井清光稿「外国為替変動会計に関する文献目録および資料集」『早稲田商学』第231号(1973.11)101頁～152頁。新井清光稿「外国為替変動会計に関する文献目録および資料集(2)」『早稲田商学』第257号(1976.6)77頁～108頁。新井清光稿「国際会計の研究 イギリス会計基準等の文献調査」『税経通信』第33巻1号(1978.1)15頁～26頁。

13) H.A.Plumb, “The Treatment of Fluctuating Currencies in the Accounts of English Companies,” *Accountant*, April 4, 1891, pp.259-271. わが国の英国外貨換算会計における歴史研究で最初の成果は、井上達男稿「貨幣・非貨幣法の提唱と容認」『関西学院商学研究』第20号(1986.5)1頁～17頁、および井上達男稿「決算日レート法とテンポラル法の検討」『関西学院商学研究』第21号(1986.11)1頁～22頁である。

14) Lorensen, Leonard, *An Accounting Research Study No.12-Reporting Foreign Operations of U.S. Companies in U.S. Dollars*, American Institute of Certified Public Accountants, New York, 1972.

15) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No.8: Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements*, FASB, Oct. 1975.

16) 拙稿『平成7年度 日本私学振興財団特色ある教育研究(研究報告論文・資料集)外貨換算会計生成史研究』(1996.3)。

1965年以降に集中しているかが解かる。また、この系譜を概観するために、「外貨換算会計年表」（表1，表2，表3参照）を作成した。各年表は、当時の会計実務家、各種機関組織による研究成果を中心に重要なコメントと当時の時代背景ならびに時代要請を補足した。表1は、1890年代から1940年代にかけての変動・非変動法から流動・非流動法に向かう展開を概観する。表2は、1950年代から1970年代にかけての流動・非流動法から貨幣・非貨幣法、テンポラル法、そして状況法に向かう最も変動した時期を概観する。表3は、1980年代から1990年代半ばにかけての状況法の成長過程を概観する。状況法にも生成発展期が存在する。その結果、表4で示すように外貨換算会計の歴史は概ね5期に区分できるのではないかと考える。重複時期が存在するのは、明確に区分できない移行期を含むからである。

1890年代から1960年代末にかけて英米を中心とする外貨換算会計では、今日のような状況概念による状況区分の発想はない。4つの換算法は、国際金融市場における債券平価の固定制から債券切下げといった平価変更ならびにその調整を伴う場合の換算会計問題として、さらに戦時における利益送金

の制限、政策的公式レートと市場レート（実勢レート）の乖離にともなう問題などの個別具体の一過性の経済問題に対し、会計上、どのように対処するか、その方策として誕生した。これに対し、状況法の成立はMNEの実態把握に資するためにこれまで誕生した4つの換算法を決算日レート法と併せて総力をあげて調整に取り組んだ結果、誕生した固有の換算論理をもつ方法である、と考える。

変遷の歴史は、為替環境や国際収支などの変化に対応して在外活動の実態をいかに認識・測定・評価・記録・報告するか、現地通貨あるいは報告通貨に対して本国通貨が貨幣購買力の点でどのように変化し、またその影響をどのような会計処理で財務情報として反映させるべきか。また、本国親会社により在外活動単位を種々のリスクからいかに回避させるべきか、それらの管理会計的な要請も含めその調整に大半を費やしてきたといえる。このように外貨換算会計は、会計政策を含め換算目的の変遷とともに適用換算法を変更せざるを得なかったと考える。こうした経緯から、米国外貨換算会計は英国のそれと非常に類似した点をもっていると考える。

表1 外貨換算会計年表(1890's~1940's)

	変動・非変動法	流動・非流動法	貨幣・非貨幣法	テンポラル法	状況法 (決算日レート法との併用)
1890年代	H.A.Plumb (1891)	(1)“floating”概念援用,(2)3種類の本位制度に対処, (3)「固定平価換算」+「変動・非変動法」. 変動・非変動法は、本位制度との関係の中で議論.			
	F.N.Keen (1891)				
	Piggott (1891)				
	J.A.Meelboom (1898)				
1900年代	L.R.Dicksee (1904)	2種類の本位制度に整理 “current”概念援用, 伝統的「信用分析」 手法援用	流動・非流動法は、本位制度との関係から離れて議論. 米国、金銀複本位から金本位制度へ(1900).		
1910年代	A.E.Cutforth (1910)	A.L.Dickinson (1913)		第一次世界大戦(1914-1918),「統一会計」(1917).	
1920年代	H.A.Finney (1921)	C.S.Ashdown (1922)		流動・固定区分を提案,流動・非流動法の確立,認知. ウォール街株価大暴落(1929.10.24).	
1930年代	英国,金本位制から 離脱(1931.9)	AIA 公報 92号 (1931)	科学的会計システム導入の必要性を提 唱. 証券関係2法(1933,1934). 31年公報の改正. 第二次世界大戦(1939-1945). 第二次世界大戦に対処.		
		A.E.Cutforth (1933)			
	Edwin F.Chinlund, “Conversion”から “Translation”へ (1936)	AIA, 公報 117号 (1934)			
	AIA, 会計調査公報4号 [ARB4] (1939)				
1940年代	一層,送金制限厳格. 連結財務諸表作成, 検討示唆.	AIA, 調査報告 (1940)	“official rate”に注目,送金制限,為替レート規制に対処. ブレトン・ウッズ会議(1944.7),IMF体制.		
		AIA, 調査報告 (1941)			

AIA: American Institute of Accountants, AICPA: American Institute of Certified Public Accountants, APB: Accounting Principles Board Opinions by AICPA, ARB: Accounting Research Board Bulletin by CAP, ARS: Accounting Research Study by AICPA, ASC: Accounting Standards Committee, CAP: Committee on Accounting Procedures, CICA: Canadian Institute of Chartered Accountants, CR: Current Rate, FASB: Financial Accounting Standards Board, HR: Historical Rate, IASC: International Accounting Standards Committee, ICAEW: Institute of Chartered Accountants in England and Wales, ICAS: Institute of Chartered Accountants in Scotland, NAA: National Association of Accountants, SSAP: Statements of Standard Accounting Practice by ASC.

表2 外貨換算会計年表 (1950's ~ 1970's)

	変動・非変動法	流動・非流動法	貨幣・非貨幣法	テンポラル法	状況法 (決算日レート法との併用)
1950年代	ポンド大幅切下げ (1949). 同通貨圏切下げに対処. J.A.Lindquist と P.Mason, 43号を部分的に批判 (1953).	AIA 調査報告 (1950)	W.T.Baxter & B.S.Yamey (1951)	貨幣・非貨幣区分を提案、ヘップワースは、参考にして1956年論文を完成させた。 「換算差損」は当期に認識、「換算差益」は当期に認識せず、例外として換算差額を原価で修正する処理を剰余金として処理する方法を認める。 S.R. Hepworth (1956)	貨幣・非貨幣法区分を提案、ヘップワースは、参考にして1956年論文を完成させた。 流動・非流動法批判、貨幣・非貨幣法提唱、「貨幣価値」が関心事、換算差額は全て当期損益計算に算入すべきと主張。
	ポンド危機 (1957).	AIA 会計調査公報 43号 [ARB43] (1953) Chap. 12	「換算差損」は当期に認識、「換算差益」は当期に認識せず、例外として換算差額を原価で修正する処理を剰余金として処理する方法を認める。 S.R. Hepworth (1956)		
1960年代	為替差損は発生時に認識し、当期損益計算に反映。未実現利得は当期に算入せず、ARB#43(1953)支持。但し、以前の損益計算に算入した差損の額まで未実現利得を当期の損益計算に含めることを許容。 ARB43のpar.12,par.18を修正。 ポンド大幅切下げ (1967).		NAA 調査報告 36号 (1960)	'50s国際経済の安定、国際財務管理体制強化の必要性提唱。 "Parent perspective" "Temporal Principle" 外貨尺度否定説 属性重視 (同時点法)	"Situational Approach" 決算日レート法との調整 "Local perspective" 外貨尺度説 ICAEW 勧告書 25号 [N.25] (1968)
			AICPA, APB 意見書 6号 (1965)		
			AICPA 会計調査研究 7号 [ARS#7] (1965)		
			G.C. Watt (1968)		
1970年代		米国、貿易収支赤字体質へ (1971). ニクソン・ショック、金・ドル兌換停止 (1971.8.15). 米ドル切下げ (1971). スミソニアン体制崩壊、主要国は変動相場制へ (1973.2). 第一次オイル・ショック (1973.10).		AICPA, 会計調査研究 12号 [ARS12] L.Lorensen (1972)	ICAS 調査研究 (1970)
				L.Lorensen (1972)	CICA 調査研究 R.M.Parkinson (1972)
				L.Lorensen (1973)	R.M.Parkinson (1973)
	「状況的換算法」助案、複数レート法として集大成、換算差額は全て当期の損益計算に算入。貨幣性負債において発生した換算差損に対する非難、外貨建財務諸表と換算後財務諸表において生じた「換算のパラドックス」の存在に対する非難を受ける。			FASB, SFAS8 (1975)	ASC 公開草案 16号 (1975)
	米国、貿易経常収支赤字へ (1978) カーター政権、ドル防衛策発表 (1978.11.1) 第二次オイル・ショック (1978.12).			CICA 公開草案 (1977)	ASC 公開草案 21号 (1977)
			テンポラル法又は決算日レート法。テーマは「換算」。一括して「在外企業」として扱う。	IASC, 公開草案 11号 (1977)	ICAS 草案 11号 (1977)
				CICA, 1650 (1978)	

表3 外貨換算会計年表(1980's~1990's)

	変動・非変動法	流動・非流動法	貨幣・非貨幣法	テンポラル法	状況法 (決算日レート法との併用)	
1980年代				為替レートの変動の影響に注目。 「機能通貨」概念	IASC, 討議資料(1980) ASC, 公開草案27号(1980) FASB, 公開草案(1980) FASB, 公開草案改訂版(1981) FASB, SFAS52(1981) IASC, 公開草案23号(1982) ASC, SSAP20(1983) CICA, New 1650(1983) IASC, 国際会計基準21号(1983) OECD, 会計基準調和化シリーズ1号(1986) IASC, 公開草案32号(1989)	
				「機能通貨アプローチ」, 「将来キャッシュ・フロー」重視。 「複数レート法」支持から一転して「単一レート法」を主張。換算は決算日レート法(現地通貨), 再測定はテンポラル法(本国通貨)。キャッシュ・フローに影響を与えないものは純利益の算定に含めず。キャッシュ・フローに影響を与えるものは損益計算に含める。 「在外事業体」と「親会社の営業と不可分の在外営業活動体」に区分。それ以降, IASCでは, 2区分定着。 IASC, 公開草案23号に寄せられたコメントを検討した結果。 在外事業体: 損益計算書項目についてはCR又はHR換算。在外事業体に対する期首正味投資額を, それ以前に報告された時のレートと異なる為替レートで換算することによって発生する換算差額は持分に含める。また, 損益計算書項目を決算日レート以外のもので換算し, 貸借対照表項目を決算日レートで換算することにより発生する差額は, 株主持分または損益に含める。(par.32) 在外営業活動体: 原則テンポラル法, 外貨建長期貨幣項目に関する換算差額は繰延処理。(par.28) 為替取引実需原則の撤廃(1984.4), ブラザ合意(ドル高是正)(1985.9.22) G7発足合意(1986.5) ルーブル合意(為替相場安定)(1987.2.22) ブラック・マンデー(世界同時株安)(1987.10.19)		
1990年s					IASC, 公開草案32号趣旨書(1990) IASC, 公開草案44号(1992) IASC, 国際会計基準21号改訂版(1993)	
					在外事業体: 損益計算書項目は, 原則としてHR換算。貸借対照表項目は, CR換算。 在外営業活動体: 貨幣項目はCR換算。差額は当期損益計算に含む。但し, 在外子会社への投資の一部であったり, あるいは在外子会社への投資のヘッジであるものは持分に含められる。また, 許容代替処理として平価切下げ著しい, あるいはヘッジ手段のない通貨で, かつ決済できないで外貨で支払う最近の資産の取得に直接関わる負債に影響する通貨の下落から換算差額が発生する場合の処理を規定。当該換算差額は関係する資産の簿価に含める。この場合では, 再調達価額および資産の売却あるいは使用による回復可能な金額の低い価額を越えてはならない。(pars.8-22)	

表4 外貨換算会計史区分¹⁷⁾

期	期間	特徴	キーワード
1	1891年から1921年	変動・非変動法が, 換算会計実務をリード。複数レート法の誕生。プラム(1891)。フィニー(1921)。	変動概念。本位制度。固定平価換算。
2	1913年から1953年	流動・非流動法制度化。ディキンソン(1913)。アッシュダウン(1922)。	流動概念。信用分析。決済日到来重視。本位制度からの離脱。ロング・ポジション。
3	1951年から1968年	貨幣・非貨幣法制度化。バクスターとヤーマイ(1951)。ヘップワース(1956)。	貨幣概念。確定した外貨表示債権・債務重視。ショート・ポジション。
4	1972年から1978年	テンポラル法(修正貨幣・非貨幣法, 属性法, 同時点法)制度化。低価法助案。ローレンセン(1972)。カナダ勅許会計士協会(1978)。	テンポラル概念。本国主義。外貨尺度否定説。属性重視。
5	1968年から現在	状況法制度化。機能通貨。決算日レート法を含む複数換算法。N.25(1968)。パーキンソン(1972)。	状況概念。現地主義。外貨尺度説。将来キャッシュ・フロー。

17) Arthur Lowes Dickinson, "Profits of A Corporation," *Congress of Accountants, The Financial Record (Lawyers' Accountants Manual)*, Vol.XIX No.18, Nov.2, 1904, pp.38-42.

Cecil S.Ashdown, "Treatment of Foreign Exchange in Branch-office Accounting," *Journal of Accountancy*, Oct.1922, pp.262-279.

3. 状況法の生成

英国は1983年公表のSSAP20によってIASへの準拠の道を確認したが、国内法上、殊に会社法上での調整が必要となり、IASの国内化の道のりは決して平坦なものではなかった。英国における1968年N.25から1983年SSAP20に至る状況法生成過程をIAS国内化のモデルとして検討を加える。

N.25

1968年、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会理事会（Council of the Institute of Chartered Accountants in England and Wales）は、ポンド平価に換算した効果の影響が公正な概観（fair view）を表示するように最善の取扱を受ける換算法を決定する必要性を唱えた¹⁸⁾。

勧告書は、為替平価における主要な変化に起因する例外的損益をその帰属（identification）問題と取扱方法に分けて論述している。第1に、連合王国の企業で在外支店、在外子会社を伴わない在外取引の場合の帰属と取扱についての部分と、第2に、在外支店と在外子会社の財務諸表中の現地通貨表示額を英ポンドへ換算する場合の帰属と取扱についての部分である¹⁹⁾。その上で、5つの勧告を行った²⁰⁾。ここ

で流動・非流動法と期末日レート法の換算を提唱した。N.25以降、1974年まで英国において外貨換算会計の変化で際立ったものはない。

SSAP6

1974年4月にASCは、基準書第6号「異常損益項目および過年度修正」²¹⁾（SSAP6）において、外貨換算会計基準が必要となっている点を指摘し、この領域の再検討が必要である点を強調している²²⁾。

ED16

これを受け、外貨換算会計の基準が設定されるまで、暫定的ガイドラインを指し示すために代替規定として1975年9月、公開草案第16号「異常損益項目および過年度修正の会計基準に対する補足」²³⁾（ED16）を公表した。ED16は、外貨建借入金を期末日レート換算することを求める以外は、特別な換算法を全く指示していない²⁴⁾。ED16は、為替換算差額の処理に注目して公開されたものであり、次の3つの場合を除いて、損益計算書において差額を経常損益として計上するよう提唱している²⁵⁾。

(A) 為替換算差額が異常損益項目から発生した場合、当該換算差額も異常損益項目として処理する。

18) Institute of Chartered Accountants in England and Wales, *Recommendation on Accounting Principles N.25*, "The Accounting Treatment of Major Changes in the Sterling Parity of Overseas Currencies," 17th Feb. 1968, p.87.

19) *Ibid.*, par.4.

20) *Ibid.*, paras.3,6,8,9,14-15,18

勧告書18、貸借対照表と損益計算書の提示については、第43節から第45節、第11節と第12節。

21) Accounting Standards Committee, *Statements of Standard Accounting Practice No.6, Extraordinary items and prior year adjustments*, April 1974.

22) *Ibid.*, par.6.

「外国為替レートが絶えず変動する時点において、外貨換算会計処理、異常損益項目についての識別には、多くの問題が生じてきている。当該問題について、現在、独立した会計基準設定準備に入ってはいるが、当面、会計基準書第2号『会計方針の開示』に準拠して採択された会計方針を開示し、その会計方針を採択した理由を説明するべきである。」

23) Accounting Standards Committee, *Exposure Draft No.16, Supplement to extraordinary items and prior year adjustments*, Sep. 1975.

24) *Ibid.*, par.17.

25) *Ibid.*, paras.15-16.

- (B) 為替換算差額が固定資産の換算から発生した場合、固定資産の再評価と同一処理をすることを求め、直接、積立金を増減する。
- (C) 外貨建借入金を換算することによって生じた為替換算差損は、(B)により積み立てられた積立金と振り替えられた為替換算差益と相殺消去することができる。

ED21

その後、1977年9月の公開草案第21号「外貨換算会計」²⁶⁾(ED21)では、期末日レート法とテンポラル法の2種類の換算法に限って選択適用を認めている²⁷⁾。

ED21は、期末日レート法を適用する場合、ED16と同一方法で為替換算差額を処理することになる。ただし、ED16では、前述の例外を除いて、原則として為替換算差額は損益計算書の経常損益の部に計上することとしていたが、ED21では、これを異常損益項目に準じた項目、準異常損益項目(quasi-extraordinary item)として経常利益の次に独立科目として明記することを求めている²⁸⁾。また、テンポラル法を適用する場合には、異常損益項目から生ずるものを除外し、為替換算差額は全て、経常損益の計算に含めることを求めている²⁹⁾。

ED27

ED16、ED21の何れも、期末日レート法の他にテンポラル法を認めたが、それはテンポラル法が1975年10月当時、FASBのSFAS8を通じて米国で換算会計実務として唯一、承認されていた換算法であったからであり、米国の証券取引所に上場している英

国企業もテンポラル法を適用せざるを得なかったからである³⁰⁾。

テンポラル法の特徴は、在外活動単位の財務諸表を換算するに際して、取得原価主義を一貫して適用する点にあり、在外営業活動体の場合には、適しており合理的なものであった。しかし、外貨建金銭債権務については通常、貸方残高となる機会が多かったことから、例えば、自国通貨が弱くなり本来ならば同一額の外貨建利益を計上しても、自国通貨による換算利益が増加するものと常識的には考えられる場合でも、外貨建純債務の換算額の増加により損失が発生してしまう³¹⁾、との実務界からの批判を受け、SFAS8再検討の引き金となった。こうした事情により、外貨換算会計の各国基準の調整が求められ、ASC、FASB、IASB、そしてカナダ勅許会計士協会(Canadian Institute of Chartered Accountants: CICA)が共同研究をすることとなった。こうした情勢の下、ASCは1980年10月の公開草案第27号「外貨換算会計」³²⁾(ED27)により、ED21に対する次の4つの批判を寄せた³³⁾。

- (1) 英国では、期末日レート法が実務慣行として幅広く使われていることからテンポラル法選択適用を認める必要はない。
- (2) 個別企業における為替差額の処理と連結から発生する為替換算差額の処理の区別が不明確である。
- (3) 流動資産と固定資産において、為替差額の会計処理に異にすることは合理的ではない。
- (4) 為替差額を準異常損益項目とすることも、この準異常損益項目を経常損益に含めることも好ま

26) ASC, *Exposure Draft No.21, Accounting for foreign currency translations*, Sept.1977.

27) *Ibid.*, par.30.

28) *Ibid.*, paras.32-34.

29) *Ibid.*, par.35.

30) P.Wallace and B.D.G.Ogle, *Foreign Currency Translation (Accountants Digest No.150.)*, 1983, p.204.

31) M.Davies, R.Paterson and A.Wilson, *UK GAAP Generally Accepted Accounting Practice in the United Kingdom*, 1989, p.653.

32) ASC, *Exposure Draft No.27, Accounting for foreign currency translations*, Oct. 1980.

33) *Ibid.*, par.92.

しくない。

ED27は、期末日レート・純投資額法（closing rate/net investment method）に基づいて為替変動が企業のキャッシュ・フローに与える影響を換算に反映させ、これを認識することを提唱した。つまり、換算差額のうちで企業の直接行った外貨建取引に起因する差額はキャッシュ・フローを伴うが、この時に発生する換算差額は損益計算に算入させるべきである、というものである。これに対して在外子会社への投資を再換算する場合に発生する為替差額はキャッシュ・フローを伴わないことから、積立金の増減として処理すればよい、というものである。

ED27は多数の支持を受け、その後のSSAP20の基礎となるが、SSAP20が公にされるのは1983年4月のことである。調整時間を要したのは、ED27公表後、1981年会社法が制定され、この中で為替換算差額の会計処理上の若干の規定があったため、この両者を調整する必要があったからであろう³⁴⁾。

SSAP20

SSAP20は換算目的を次のように規定している³⁵⁾。

「外貨建取引、外貨表示財務諸表を換算する場合、為替レート変動が企業のキャッシュ・フローや持分に及ぼす影響を正しく反映するようにしなければならない。また、その換算後の財務諸表が経営活動の成果について真実かつ公正な概観を示すようにしなければならない。連結財務諸表の場合、換算前の外貨表示財務諸表において測定されていた財務上の結果と諸関係を反映するものにしなければならない。」

SSAP20は外貨建取引の換算処理の原則として、次に示す4つの処理基準を提示している³⁶⁾。

- (A) 取引が契約に基づく約定レート（contracted rate）によって決済される場合、および先物為替予約が付されている場合を除いて、外貨建取引から発生する資産、負債、収益、費用は、取引日レートによって現地通貨に換算する。
- (B) 外貨建株式投資のための資金源として、またはその投資の為替リスク回避を目的として外貨建借入金を使う場合を除いて、非貨幣性資産を外貨によって取得し、これを(A)にしたがって換算し、記録したからには、これ以降、再換算は行わない。

34) M.Davies, R.Paterson and A.Wilson, *op.cit.*, p.654. P.Wallace and B.D.G.Ogle, *op.cit.*

35) ASC, SSAP#20, par.2, 1983.

36) *Ibid.*, paras.46-50.

また、例外的、代替的处理方法として次の規定を設けている。

- (E) 取引発生時の処理方法としては、(A)を原則とするが、為替レート変動が著しくない場合には、その近似値として期中平均レートを選択適用することも容認される。また、取引が先物為替予約によりカバーされている場合には、その先物為替予約レートによって換算することも容認される。ただし、取引が契約に基づく約定レートによって決済されることになっている場合、その契約レートによることはいうまでもない。
- (F) 外貨建非貨幣性資産の処理としては、(B)を原則とするが、企業が外貨建株式投資のための財源として、またはその投資の為替リスクを回避するために外貨建借入金を使う場合、一定の条件の下で、期末日レートによって換算することが容認されている。この方法による投資処理をした結果、為替差額が発生した場合、これを積立金に振替処理する。ただし、外貨建借入金にかかる為替差損益も積立金の増減項目として認め、この為替差額と相殺する。
- (G) 期末時における外貨建貨幣性資産および外貨建貨幣性負債は、(C)を原則とするが、契約により一定の換算レートが既に決まっている場合にはこのレートを用いる必要があり、取引に先物為替予約契約が付されている場合には当該レートを用いることができる。
- (H) 為替差損益は、次の場合に発生する。
 - (1) 取引がその取引を最初に記帳した時の換算レートまたは前期末に換算した時の換算レート、これと異なる換算レートによって決済される場合
 - (2) 期末日レートとそれ以前の適用換算レートが異なる場合で、未決済外貨建取引が存在する場合

- (C) 契約による約定レートが存在する場合、先物為替予約が付されている場合を除いて、外貨建貨幣性資産および外貨建貨幣性負債は、期末日レートによって換算する。
- (D) 期中に決済された取引、および未決済短期貨幣項目から発生する為替換算差損益は当期経常損益の一部として、異常損益項目を発生原因とする場合を除いて、報告する。

SSAP20は、為替差損益は原則として当期経常損益の一部として報告するよう勧告しているが、このように処理をする理由として次の点を掲げている³⁷⁾。

個別企業の観点から、決済済み取引から生じた為替差損益は、既にキャッシュ・フローの中に反映されているはずである。それは為替レート変動が存在すれば、現金決済に際し、受け払いする現地通貨額の増減となって現れるからであり、また、同じ理由から未決済短期貨幣項目から発生する為替差損益も直ちにキャッシュ・フローに反映されているはずである点に異論はない。このことから、キャッシュ・フローへの影響を考えると、通常、このような未決済取引、短期貨幣項目から発生する為替差損益は当期損益の一部として計上することが適当であり、当該為替差損益は経常損益として報告すべきである。

ただし、この為替差損益が異常損益項目を編成する事象から生ずる場合、この為替差損益も異常損益項目として取り扱うことにしている³⁸⁾。原則としてSSAP20は、長期貨幣項目も期末日レート換算を施すべきであると提唱しており、これは為替差損益も発生主義にしたがって当期損益の一部として報告すべきである点を指摘していることになる。

SSAP20は、その理由として次のような記述している³⁹⁾。長期貨幣項目と関わって現金移動が生じた場合、初めて為替差損益を計上するという単純処理方法を採用することは、発生主義と相矛盾することになる。期末時点で、未決済取引に関わる為替差益を算定し計上することは、同差損を算定し計上することと同程度、客観的な事象である。したがって、一方で同差損については計上するが、他方で同差益については繰延計上するという論理は、為替の好ましい(調整)変動であっても、これを事実上、否定することになることから論理的な処理とはいいい難く、さらに、この企業の今年度業績を公正に測定することを妨げることにもなる。殊に、為替差益と同差損を同様に処理することは、通貨量の増減と利率の間の何等かの相互作用の存在を認識するものであり、また通貨に関わる真の結果をより正確に損益計算書に表示する方法でもある。

連結財務諸表の作成基準をめぐって、投資会社の財務諸表に関連会社や海外支店等の在外活動単位の経営成績を合算することを含めて連結のために外貨表示財務諸表を換算する場合、換算する前の外貨表示財務諸表に表示されていた投資会社と在外活動単位との間の財務上のその他の営業活動の諸関係を反映させなければならぬ⁴⁰⁾、としている。この目的達成のために、SSAP20は、外貨表示財務諸表換算に際して、原則として期末日レート・純投資額法を採用することを規定している⁴¹⁾。同換算法は、在外活動単位に対する投資を当該活動単位の個別の資産、負債への直接投資として捉えるのではなく、活動単位の正味資産への投資として処理するものである⁴²⁾。貸借対照表換算の場合、期末日レートによって投資会社の報告通貨に換算する。この為替レート

37) *Ibid.*, par.8.

38) *Ibid.*

39) *Ibid.*, par.10.

40) *Ibid.*, paras.2, 13.

41) *Ibid.*, par.52.

42) *Ibid.*, par.15.

が前期末為替レートと異なる場合、必然的に為替差額が発生する⁴³⁾。また、損益計算書換算の場合、2種類の換算法が存在する。

- (1) 換算前に外貨表示財務諸表において測定された財務上の結果、諸関係を忠実に反映させるために期末日レート換算を施す換算法
- (2) 企業集団に発生した損益、キャッシュ・フローをより公正に反映させるために期中平均レート換算を施す換算法

この両者にはそれぞれ根拠があることから、SSAP#20は継続適用を条件に、両者間において選択適用を承認している⁴⁴⁾。期末日レートをを用いた場合と期中平均レートをを用いた場合とでは、換算結果において両レートに差異があれば必然的に差異を生じることになるが、この差異は積立金勘定項目の増減として把握される⁴⁵⁾。

在外活動単位への期首純投資額を期末日レートによって再換算すると、為替差額が発生することになるが、仮に、この差額を損益計算書に計上することになると外貨表示財務諸表で開示される営業成績を歪めることになることから、SSAP20は、「この為替差額は、在外活動単位の経営成績、財務活動とは全く無関係の多数の要因が原因となって生じる可能性がある」点を理由の1つに掲げている⁴⁶⁾。SSAP20は、同差額の性格と会計処理を「実際の、または予想キャッシュ・フロー変化を明示するものでも、それを測定するものでも有り得ない⁴⁷⁾」ことから、「差額を利益とか損失とかという点から捉えることは適当ではなく、積立金の増減項目として処理すべき

である⁴⁸⁾」として明確にしている。

期末日レート・純投資額法は、投資会社自体が直接、海外取引を行うとする本国主義の立場よりむしろ、こうした会社とは別の経済活動単位として認定できる現地主義の立場に適しているといえる。しかし、在外活動単位の業務は投資会社の業務とは極めて密接に結びついており、その結果、在外活動単位の経営成績が現地通貨の経済環境よりも、投資会社所在国の通貨環境に大きく依存している場合もある。SSAP20はこのような場合、在外活動単位の財務諸表は、当該活動単位の取引の全てが投資会社自身によって投資会社所在国通貨によって行われたものとして、テンポラル法を採用するよう求めている⁴⁹⁾。SSAP20は、テンポラル法を適当とする場合として3例を示している⁵⁰⁾。

- (1) 商品、製品を投資会社から受け取り、販売代金を投資会社に送金する場合、すなわち在外活動単位が販売代理店となっている場合
- (2) 原材料、部品を製造し、これを製品に組み込むために投資会社にこれらを供給している場合
- (3) 企業集団内の他の会社のために資金調達手段として、税金や為替リスク管理などの理由から海外に所在する場合

在外活動単位、すなわち海外支店を通じて海外事業を展開している場合、その事業の性質を勘案して会計処理を施す必要がある。SSAP20は、これまでに示した判断基準を海外支店にも適用し、海外支店が現地通貨による資金を用いて本店とは独立して運営される場合、期末日レート・純投資額法を適用して

43) *Ibid.*, par.16.

44) *Ibid.*, par.17.

45) *Ibid.*, paras.18, 54.

46) *Ibid.*, par.19.

47) *Ibid.*

48) *Ibid.*

49) *Ibid.*, paras.22, 55.

50) *Ibid.*, par.24.

海外支店が企業の営業の延長線上のものとして生まれ、そのキャッシュ・フローが企業のそれに直接、変化をもたらすならば、テンポラル法適用することを規定している⁵¹⁾。

実現為替差損益と未実現為替差損益の処理をめくって、E27は、外貨建取引から生じた為替差損益については決済の有無に関わらず、全て損益計算書にその旨計上するように規定していたが、同草案の翌年、1981年の会社法改正により新規定⁵²⁾が挿入され、E27の合法性が問題視されることとなった。新規定は、いかなる項目の金額も慎重性の原則 (prudent basis) に基づいて決定しなければならない、殊に、決算日時点の実現利益のみを損益計算書に計上する旨の規定が設けられた⁵³⁾。これを受け、ASCは、未実現為替差損益の範囲を明確にする点が緊急に求められ、これに対処する会計処理の決定が急がれた。

会社法上、実現損益とは、「財務諸表作成時点における実現利益を計算する会計目的上、一般に認められている諸原則に基づいて財務諸表を作成すれば実現利益として取り扱われることになる会社利益」と規定されている。利益の実現、あるいは未実現について取り扱った会計基準書はSSAP2「会計方針の開示 (Disclosure of accounting policies)」だけであり、同基準書の慎重性 (prudence) の概念を説明する中で「収益および利益は予測によって計上してはならないし、現金あるいは現金への最終的な転換が合理性をもって確実性によって保証できるその他の資産を受け入れることにより実現できた場合に限り、損益計算書へ計上する⁵⁴⁾と規定しているのみでその他に一切、詳細については規定していない。このようにして同基準書のこの部分がGAAPを明言している力所であると解されることが妥当である

と考えられるようになった⁵⁵⁾。

SSAP20は、為替差益を次のように2種に分類している⁵⁶⁾。

(A) 期中に決済済み取引から発生したもの
(B) 未決済取引から発生したもの
(B-1) 短期貨幣項目から発生したもの
(B-2) 長期貨幣項目から発生したもの

(A)の場合、為替差益は現金によって実現されていることから、会社法上、当期損益計算書に計上可能である。

(B-1)の場合、為替差益は現金によって実現されているとは限らない。しかし、短期貨幣項目から発生した為替差益は、現金への最終的転換が合理的であり、確実性をもって保証できることから、SSAP#2の慎重性概念から勘案すると既に実現しているものと解することができる⁵⁷⁾。通常、期末日レートは短期金銭債権債務に関して最善の見積額であることから、これによって測定した為替差益は十分に客観的数値と見なし得る。

(B-2)の長期貨幣項目から発生した為替差益の場合、期末日現在の未実現である事実には変わりはない。ASCは長期貨幣項目にかかる為替差益が実現していないことを知った上で、前述のように(a)発生主義の適用、(b)為替差益と為替差損の処理における一貫性を理由に、これを損益計算書において当期損益の一部として報告することにした⁵⁸⁾。ただし、この通貨の交換可能性や市場性に問題がある場合⁵⁹⁾には、慎重な処理をすることが求められている⁶⁰⁾。

こうして会社法の慎重性の原則と会計基準との間に

51) *Ibid.*, par.25.

52) Companies Act 1981.

53) *Ibid.*, par.12.

54) ASC, SSAP#2, *Disclosure of accounting policies*, par.14 (d).

55) P.Wallace and B.D.G.Ogle, *op.cit.*, p.233.

56) ASC, SSAP#20, *op.cit.*, paras.49-50.

57) P.Wallace and B.D.G.Ogle, *op.cit.*

58) ASC, *op.cit.*, par.10.

59) M.Davies, R.Paterson and A.Wilson, *op.cit.*, pp.683-684.

60) ASC, SSAP#20, *op.cit.*, par.11.

対立が生じることになる。

英国においては、会社法と会計基準の間で、会社法が要求するものを会計基準が禁止したり、会社法が禁止しているものを会計基準が要求したり、容認したりするような対立、矛盾がある場合、会計基準が会社法に違反していることを認めた上で、真実かつ公正な概観という会社法の最優先原則を盾に、会社法からの離脱を正当化することが行われきた。しかし、長期貨幣項目にかかる為替差益を当期損益として計上する会計処理は会社法の認めている継続企業の原則、継続性、慎重性、発生主義、総額主義といった会計原則の1つと対立するものであり、会社法の根本規定と相対立するというものではない。会社法の導入した会計原則とASCが新たに設定した

たに過ぎない。会社法上、この5つの会計原則からの離脱規定を設定しており、取締役がこの会計原則から離脱する特別の事由があると認める場合、この離脱を認めている⁶¹⁾。ASCは、長期貨幣項目に関わる未実現為替差益を計上する処理については、真実かつ公正な概観によって会社法からの離脱を正当化する手順ではなく、特殊な理由によって会社法上の会計原則から離脱すると解することとした⁶²⁾。為替差益と為替差損を一貫した会計処理により「通貨に関わる真実の結果をより正確に損益計算書に表示する」⁶³⁾ことになるとしている⁶⁴⁾

なお、表5は、これまでの生成過程についてまとめたものである。

表5 英国における状況法の生成過程（1968年～1983年）⁶⁵⁾

年・月	設定主体	名称	内容	コメント
1968.2	ICAEW	勧告書第25号 (N.25)	流動・非流動法と期末日レート法	最初の組織的研究成果・ ポンド切下げ(1967.11)に対処。
1974.4	ASC	ASC基準書第6号	参照基準	AICPA,ARS12(1972)から影響。
1975.9	ASC	公開草案第16号	外貨建借入金：CR、換算差額は P/Lで経常損益として計上。	SFAS8(1975)との関係
1977.9	ASC	公開草案第21号	テンポラル法と期末日レート法 (16号改訂)	
1980.10	ASC	公開草案第27号	期末日・純投資法	公開草案第21号を批判。
1983.4	ASC	会計実務基準書 第20号	期末日・純投資法とテンポラル法	SFAS52(1981)、IAS,ED23(1982)IAS21(1983) 共に、テンポラル法と決算日レート法。

個別的、具体的会計処理基準との間の不一致が生じ

61) Companies Act 1981, 4付則, 15条. 田中 弘著『イギリスの会計基準』中央経済社(1991.10)176頁～177頁

62) ASC, SSAP#20, *op.cit.*, paras.10,50,65. 田中 弘著 前掲書 177頁

63) ASC, SSAP#20, *op.cit.*, par.10.

64) M.Davies, R.Paterson and A.Wilson, *op.cit.*, p.749.

65) Ernst and Young, *UK GAAP*, Longman, 1990, pp.269-272.

4. 状況法の類型化と 国際会計基準の国内化

SSAP20⁶⁶⁾に至るまでの英国外貨換算会計を、状況法というフレームワークの中で考察するとき、英米両国の外貨換算会計処理法において類似点と相違点を見いだすことができる。

状況区分を設けることによりMNEの経済活動を把握しようとした点は類似している。状況別に適用を認めた換算法の本国から独立した在外活動単位、すなわち現地通貨によって事業活動を行う在外事業体(以下、在外事業体: Foreign Entities)の認識については、ほぼ同一の取扱を両国は行っている。だが、在外営業活動体の認識において異なる。これは、MNEの成長段階の相違に対応するための外貨換算会計としての対応策の1つであった、と考える。20世紀におけるMNEの台頭は著しく、米国企業の在外活動に対する認識技法としての外貨換算会計への要請は、英国企業のそれを遥かに凌ぐものであったと考える。ここに、初期段階の状況法の類型化を試みる意義を見いだすことができる。

両国の外貨換算会計は、68年以降より在外活動を今日の状況法に類似した在外事業体と在外営業活動体に2区分して換算差額を認識している。現地主義、本国から独立した外貨尺度説に立つ在外事業体の場合、決算日レート法(あるいは、期末日レート法)の適用を認め、その結果、換算差額を当期損益として認識している。それ以外の本国主義、本国に従属した外貨尺度否定説に立つ在外営業活動体の場合には、前者とは異なる性格をもつ換算法、すなわち、英国は流動・非流動法、米国はテンポラル法をその選択肢として認めている。これは、為替相場制度が固定制から変動制に移行した時期とほぼ一致している。会計政策上の指導はあったように考えられるが、状況法の登場は、国際収支、外国為替市場に

おける変動相場制への移行と在外営業活動体の実態把握の間に相当の因果関係があると考えられる。具体的には、1968年のN.25では、期末日レート法を中心としつつ流動・非流動法との間で状況法の論理を展開した。他方、1972年のAICPAにおけるローレンセン(L.Lorenson)による会計調査研究第12号⁶⁷⁾と1975年のSFAS8では、決算日レート法とテンポラル法の間で状況法を議論した。前者は、平価切下げに対処するための外貨換算会計上の処方箋として示された勧告書であったのに対して、後者は、為替変動にともなう換算差額の認識をめぐる調査研究であり基準書であった。テンポラル法は貨幣・非貨幣法を基本としていながら、低価法適用項目については決算日レートを期末時に換算レートとして適用することを認める「修正貨幣・非貨幣法(Modified Monetary-Nonmonetary Method)」であった。テンポラル法は、期末時点の換算後の経済価値、あるいは属性重視という点から、同時点法、あるいは属性法ともよばれている。目的の相違は認められはするものの、現地化の程度と為替環境の変化といった相対的状况に応じて在外活動の認識をめくり両国において状況法生成の必然性がここに認められたのではないかと考える。

また、時期をほぼ同じくして外貨換算会計領域に登場したこのテンポラル法と決算日レート法との間で行われる米国流の初期状況法(以下、米国型状況法)の換算に対する考え方と、流動・非流動法と期末日レート法との間で行われる英国流の初期状況法(以下、英国型状況法)の換算に対する考え方は全く異質である。殊に、本国親会社への従属度の高い在外営業活動単位の場合には、英国は40年余に及んだ流動・非流動法の流れを汲む換算法に留まり、逆に米国は新たな属性を重視する理論的なテンポラル法を選択することとなった。したがって本国に従属する場合に発生する換算差額の位置付けが自ずと英

66) Accounting Standards Committee, *Statements of Standard Accounting Practice No.20, Foreign Currency Translation*, April 1983.

67) Lorenson, Leonard, *An Accounting Research Study No.12-Reporting Foreign Operations of U.S. Companies in U.S. Dollars*, American Institute of Certified Public Accountants, New York, 1972.

国型状況法と米国型状況法の間では異なることとなる。表6は、これをまとめたものである。影で示す部分が、両者の相違点である。

表6 状況法の類型化

類 型	換算論理	換算法の選択肢	
	在外活動	本国親会社から独立	本国親会社に従属
英国型（1968年）	状況法 （Situational Approach）	期末日レート法 （Closing-Rate Method）	流動・非流動法
米国型（1972年）		決算日レート法 （Current-Rate Method）	テンポラル法

トンキン＝スケラットは、表7に示すようにN.25（1968年）とSSAP20（1988年）における換算法の各企業の採用状況を集計している^{68）}。英国を代表する100社を対象としている。

SSAP20の下では、貸借対照表換算は期末日レート法が大半を占めている。テンポラル法は採用されていない。他方、大半の企業が損益計算書換算については期末日レート法より期中平均レート法を採用

している。ハンソン（J.D.Hanson）は、次のように結んでいる^{69）}。

概してSSAP20は、会計処理の標準化および開示の水準を高めたと評されながら、SSAP20が損益計算書の換算に際して、期末日レート法と期中平均レート法の間でいずれかの選択適用を認めた点は残念である仮に、後者だけを唯一の換算法として認定しておれば、高水準の統一性が確保できたであろう。」

表7 外貨換算法の採用状況

	1968年	1988年
貸借対照表		
期末日レート法	59%	98%
テンポラル法	17%	
その他	12%	
換算法の開示なし	6%	1%
在外事業展開なし	6%	1%
	100%	100%
損益計算書		
期末日レート法	40%	32%
期中平均レート法	5%	59%
テンポラル法	1%	
その他	7%	1%
換算法の開示なし	41%	7%
在外事業展開なし	6%	1%
	100%	100%

68) D.J.Tonkin and L.C.L.Skerratt (eds.), *Financial Reporting 1988-89: A Survey of UK Published Accounts*, 1989, p.17.

69) J.D.Hanson, 'Developments in Financial Reporting over the last 20 years,' in D.J.Tonkin and L.C.L.Skerratt (eds.), *Financial Reporting 1988-89: A Survey of UK Published Accounts*, 1989, p.38.

ここに現行英国外貨換算会計の限界を見いだすことができる。だが、こうした現れは、外貨換算会計における国際的調和化への調整過程と捉えることもできる。すなわち、過去において、英国は年表に示したように、米国外貨換算会計をほんの一時、つまり19世紀末から20世紀初頭にかけてリードした時期もあったが、状況法という換算法導入の本格化とともに、FASBやIASなどの国際的動向を逆に受け入れを求められたものと解する。EC第4号指令(1978年全文公表)が、会計基準の国際化という潮流の中で果たした役割を考えると、同指令が英国会社法に調整を求めたことも考慮に入れなければならない。1981年会社法、1985年会社法との調整である。1985年会社法は、第226条で貸借対照表と損益計算書が真実かつ公正な概観を提供しなければならない点と、そのための付則第4(詳細なる会計関連規定)に準拠すべき点、ならびに計算書類が真実かつ公正な概観を提供するに足りない場合には、追加情報の提供を規定している⁷⁰⁾。また、離脱規定の存在を考えると、すなわち会社法会計関連規定への遵守が真実かつ公正な概観を提供する求めと相矛盾するか否かの認定と離脱時の会計処理法の決定につき、会計担当者の判断が機能する場面が制度的に組み込まれていることを考えると、真実かつ公正な概観の提供に矛盾してもなお、規定に遵守するなら、離脱規定違反を問われることとなる、という非常に柔軟な規定であるといえよう。

また、表8は、1992年から1994年にかけての英国を代表する企業をめぐる外貨換算会計処理法利用状況を示したものである。“FT-SE 100”は、「フィナンシャル・タイムズ・インデックス100(“Financial Times Stock Exchange 100 Index”)」を示す⁷¹⁾。

こうした過程を経ることにより国際会計基準の国内化の実現を英国は可能とした。プラム論文⁷²⁾以来、英国外貨換算会計は、変動・非変動法、流動・非

流動法を基本換算法として1968年まで採択してきた。N.25以降、英国外貨換算会計は、真実かつ公正な概観を実現することを念頭におきつつ、SSAP20採択まで英国型状況法として固有の展開をとげた。その結果、米国型状況法へと移行した。米国型状況法は、外貨換算会計の世界において現在の主流となっている。米国外貨換算会計は、5つの代表的な段階を経た末にようやく到達したのに対して、英国外貨換算会計は、あたかも米国の外貨換算会計の情勢を静観するかのように、貨幣・非貨幣法、テンポラル法の段階を取り扱った形跡すらない。米国の外貨換算会計におけるこのような動向は、国際経済社会からの要請により、株主向け情報から投資家向け情報へニーズが高まり変化してきたことによる。また、変動相場制への移行に伴い、貨幣金額表示における確定債権債務の換算リスクの管理を中心とした財務管理上の必要がこのような形で現れたものと解する。

英国におけるIASの国内化は、会社法上、真実かつ公正な概観規定と離脱規定のいわば車の両輪により実務上、殊に、米国SECのダブル・スタンダードによるIAS21受け入れとは、異なる点が明白である。米国におけるダブル・スタンダードによるIAS21受け入れという形の不完全なIAS国内化よりは、英国のIASの国内化の方が、離脱規定の捉え方に依存するが、現段階ではIAS統一化へ会計担当者の判断を介在させるという意味で現実的な対応といえるのではないかと考える。国際会計においてアングロ・サクソン型会計システムとフランコ・ジャーマン型会計システムという大きく2分している分類を今後、IASを国内化する際、各国においてその是非が問われる各国基準のフレームワークとともに個別の会計処理の歴史的検討を通してその類型化を行うことで国内化のヒントがあるのではないかと考える。

70) 大倉 学稿「真実かつ公正な概観の原則準拠性～真実性の原則との比較において～」『JICPAジャーナル』(1995.9)60頁。

71) フィナンシャル・タイムズ100種株価指数であり、1984年に“FT100”で開始。フィナンシャル・タイムズ算出、ロンドン株式市場上場100銘柄株価指数である。

72) H.A.Plumb, “The Treatment of Fluctuating Currencies in the Accounts of English Companies,” *Accountant*, April 4, 1891, pp.259-271. 拙稿「外貨換算会計における流動・非流動法の生成」『会計』第144巻8月号第2号(1993.8)51頁～64頁。

表 8 外貨換算会計処理法利用状況一覧（1992年-1994年）

	FT-SE 100			Listed			Unlisted			Total		
	1994	1993	1992	1994	1993	1992	1994	1993	1992	1994	1993	1992
Number of relevant companies	92	93	94	127	124	105	37	32	26	256	249	225
Number of companies	100	100	100	150	150	150	50	50	50	300	300	300
“Translation method used for balance sheet items”												
Closing rate method:												
through-out	84%	84%	82%	89%	89%	89%	81%	100%	92%	86%	88%	86%
except where rates are fixed by contract	13%	12%	16%	10%	9%	9%	16%	---	8%	12%	9%	12%
Other method(s)	3%	2%	---	---	---	---	3%	---	---	2%	1%	---
No disclosure	---	2%	2%	2%	---	2%	---	---	---	1%	1%	2%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
“Translation method used for profit and loss times”												
Closing rate method	16%	22%	23%	25%	21%	32%	30%	38%	58%	23%	23%	32%
Historical rates:												
average rate approximation method	70%	65%	71%	68%	68%	55%	35%	41%	27%	64%	63%	58%
actual historical rates method	2%	2%	---	1%	---	2%	16%	6%	12%	4%	2%	2%
Other method(s)	9%	7%	3%	---	3%	1%	---	---	---	3%	4%	2%
No disclosure	3%	5%	3%	6%	8%	10%	19%	16%	3%	7%	8%	6%
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
Note: The above percentages are based on the number of relevant companies; that is, those with evidence of foreign operations.												

D.J.Tonkin and L.C.L.Skerratt(eds.), *Financial Reporting 1992-93: A Survey of UK Published Accounts*, 1993, p.187, p.189.

D.J.Tonkin and L.C.L.Skerratt(eds.), *Financial Reporting 1993-94: A Survey of UK Published Accounts*, 1994, p.171.

5. むすび

従来、状況法の起源は、1981年の米国のSFAS52の機能通貨法採択をもって明確に規定されてきたが、本稿では、若干、状況法の定義を広義に解することによって1968年の英国のICAEWのN.25の期末日レート法一部採択にまで遡ることができるのではないかと、との提言をした。米国の場合、1972年にまで遡る。複数レート法から複数換算法選択適用への移行をもって在外活動を個別に把握する状況法の成立とすれば、状況法生成の端緒を1960年代末から70年代初頭にかけて英米両国に認めることができた。国際社会において、時代要請により、外貨換算会計領域において株主向け情報から投資家向け情報へと拡大する情報ニーズの変化が生じたものと考えられる。流動性に注目するよりも貨幣性を重視せざるを得ない環境下にあったと考えることもできよう。この傾向は、外貨換算会計年表で示したように、IASCや英国外貨換算会計自体にも影響を与えたこととなった。

本稿では、これまで誕生した代表的な4つの換算法、すなわち変動・非変動法、流動・非流動法、貨幣、非貨幣法、そしてテンポラル法を、状況法が成立するためにその途中で誕生した副産物として捉えてきた。今日主流となっている状況法のためにさまざまな組み合わせが検討された経緯が歴史的に観察されたからである。状況区分がなされるようになった初期の頃より、在外営業活動体の外貨表示財務諸表に適用される換算法が異なった経緯があったからである。当然ながら異質の換算論理が存在したものと考える。

アングロ・サクソン型会計システムの国々とフランコ・ジャーマン型会計システムの国々の間であれば、その相違は当然であるが、アングロ・サクソン型会計システムの国である英米両国においてすら、

状況法の萌芽期においては相違点が認められた。英国は、FASBやIASCの動向をにらみつつ、外貨換算会計では40年余の実績をもつ流動・非流動法を採用し続け、その後主流となる属性を重視するテンポラル法の制度化には慎重であった点でも確認された。この点は、米国の論理が1980年頃にはIASに受け継がれたのに対し、英国の論理はしだいにIASを受け入れた現象によって証明される。これを本稿では、英国の状況法の特質と認めた。

英国においてIASの国内化のモデルを検証すべく、会社法における真実かつ公正な概観規定に注目した。米国SECのダブル・スタンダードによるIAS21受け入れとは、異なる点を指摘した。ダブル・スタンダードによるIAS21受け入れという形の不完全なIAS国内化よりは、英国のIASの国内化の方が、離脱規定の捉え方にもよるが、現段階ではIAS統一化へ会計担当者の判断を介在させるという意味で現実的な対応といえるのではないかと考える。このような点から、今後、IASを国内化する際、各国においてその是非が次々と問われることとなるが、各国基準のフレームワークとともに個別の会計処理の歴史的検討により類型化を行うことで生成史を検討する必要がうろたえるのではないかと考える。

本稿では、真のIASとは、IASの調和化でもなければ、開示情報の相互承認でもない。国内化に苦慮してダブル・スタンダードとするのではなく、雁行形態にも似た各国の経済発展段階に応じて国内化にも各国の事情が反映されるべきであり、実施に移すためのプログラムの作成が必要である。また、そうすればこそ調整が可能ではないかと考える。英国外貨換算会計における状況法の特質に注目し、真の国際会計基準の設定に際して当該領域における歴史研究の必要性を提唱したい。国内化実現に向けて、トンキン＝スケラットおよびハンソンの研究に基づき現状と問題点を指摘し、コメントを述べた。